

町有財産売買契約書

売扱人下市町（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両当事者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金_____円をもって乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

物件番号	財産名称	数量	摘要
			別紙

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金_____円を契約締結と同時に甲の指定する方法により、甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約保証金の支払いにあたり、入札保証金を充当しようとするときは、契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の契約保証金は、第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部を解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和_____年_____月_____日（ ）午後2時30分までに、その指定する場所において甲に支払わなければならない。

- 2 乙が前項の売買代金の支払いにあたり、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を甲に支払ったときは、売買代金の全額の支払いがあったものとする。
- 3 乙は、前項の規定によろうとするときは、契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転等）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

- 2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は、当該書類の受領書を甲に渡すものとする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から14日以内で両者の定める日に、当該物件を甲の指定する場所において現状有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、売買物件の引き受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。
- 3 前項に要する費用は、乙の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第7条 乙は、売買物件の引き受けについて、天災その他正当な理由により引き受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届け出て延期の承認を受けるものとする。

(危険負担)

第8条 売買物件の所有権移転前に生じた滅失及び毀損は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とし、売買物件の所有権移転後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙の負担とする。

2 乙は、この契約締結後売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見した場合でも、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の帰属)

第9条 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を違約金として甲に帰属させるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、奈良地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売扱人（甲） 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地

下市町長 仲嶋 久雄

買受人（乙）

別紙

車名	
車体の形状	
初年度登録年月	
車台番号	
型式	
原動機の型式	
乗車定員	
長さ×幅×高さ	
総排気量	
車体の色	
走行距離	
自動車検査証有効期限	